

# 社会福祉法等の一部を改正する法律を 踏まえた基本指針の改正（本文）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

改 正 案	現 行
<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p>	<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p>
<p>三 相談支援に関する基本的考え方</p>	<p>三 相談支援に関する基本的考え方</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p>4 協議会の活性化</p>	<p>4 協議会の活性化</p>
<p>障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する<u>支援協議会</u>をいう。以下同じ。）の活性化を図ることが重要であり、その活性化に向けては、基幹相談支援センターと行政が十分に協力・連携しながら協議会の事務局機能を担うことが効果的である。また、協議会の運営に当たっては、個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を図るといった取組を継続することが重要である。多様な障害種別の当事者等が協議会の委員になることが協議会の活性化にも資するため、委員の選定に当たって検討すること。</p>	<p>障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する<u>協議会</u>をいう。以下同じ。）の活性化を図ることが重要であり、その活性化に向けては、基幹相談支援センターと行政が十分に協力・連携しながら協議会の事務局機能を担うことが効果的である。また、協議会の運営に当たっては、個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を図るといった取組を継続することが重要である。多様な障害種別の当事者等が協議会の委員になることが協議会の活性化にも資するため、委員の選定に当たって検討すること。</p>
<p>都道府県及び市町村においては、それぞれが設置する協議会を相互に連携させ、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等が必要である。障害者等が安心して地域に住むことができるよう、協議会と居住支援協議会との連携に努めることも求められる。</p>	<p>都道府県及び市町村においては、それぞれが設置する協議会を相互に連携させ、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等が必要である。障害者等が安心して地域に住むことができるよう、協議会と居住支援協議会との連携に努めることも求められる。</p>
<p>また、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第十四条第一項に規定する医療的ケア児支援センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。こ</p>	<p>また、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第十四条第一項に規定する医療的ケア児支援センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。こ</p>

これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあつては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合は、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

## 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

### 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県は、管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。このため、都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、都道府県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成二十九年三月三十一日付け障発〇三三一第十五号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。障害当事者が研修講師として参画したり、研修内容の企画に関わったりすること等も考えられる。

加えて、各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版」（令和七年六月十三日閣議決定）及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」（令和七年六月十三日厚生労働省）を踏まえ、各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンス

これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあつては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合は、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

## 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

### 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県は、管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。このため、都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、都道府県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成二十九年三月三十一日付け障発〇三三一第十五号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。障害当事者が研修講師として参画したり、研修内容の企画に関わったりすること等も考えられる。

加えて、各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版」（令和七年六月十三日閣議決定）及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」（令和七年六月十三日厚生労働省）を踏まえ、各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンス

トップ窓口を設置することを基本とする。また、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十一号）が施行されることを踏まえ、各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

### 第三 計画の作成に関する事項

#### 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）及び指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項並びに同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の五の項に掲げる事項並びに同表の六の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の七の項に掲げる事項及び同表の八の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1～4 （略）

#### 5 人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上のための取組及び当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の推進 に向けた取組について、広域での連携を含めた取組を進めることが必要である。

このため、都道府県が別表第一の十二に掲げる取組を行う

トップ窓口を設置することを基本とする。また、各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

### 第三 計画の作成に関する事項

#### 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）及び指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項並びに同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項並びに同表の五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1～4 （略）

#### 【新設】

に当たっては、関係市町村との連携を図ることが重要であり、必要に応じて当該取組に関連する内容を市町村障害福祉計画等に反映することが必要である。

### 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項、同表の七の項に掲げる事項並びに同表の八の項中①及び②に関する事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項中③及び④に掲げる事項並びに同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1～3 (略)

#### 4 人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項

##### (三) その他の人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組

指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のための取組及び当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の推進に向けた取組について、広域での連携を含めた取組を進めることが必要である。

このため、別表第一の十二に掲げる取組を行うに当たっては、関係市町村との連携を図ることが重要であり、

### 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項並びに同表の七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項に掲げる事項並びに同表の九の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1～3 (略)

#### 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

**【新設】**

必要に応じて当該取組に関連する内容を都道府県障害福祉計画等に反映することが必要である。

5・6 (略)

別表第一

【参考掲載（改正箇所なし）】

別表第二

事 項	内 容
五 関係機関との連携に関する事項	

5・6 (略)

別表第一

十二 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
ワンストップ窓口の活用	都道府県ごとに設置された人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数の見込みを設定する。
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得	指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の見込みを設定する。

別表第二

事 項	内 容
五 関係機関との連携に関する事項	

<p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p>	<p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関その他の関係機関との連携方法等を定めること。</p>	<p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項</p>	<p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関その他の関係機関との連携方法等を定めること。</p>
<p><u>六 人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項</u></p>	<p><u>次の事項について、第三の5を参考とし、人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組に関する都道府県との連携を含む方策を定めること。</u></p> <p>① <u>障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項</u></p> <p>② <u>障害児通所支援及び障害児相談支援の提供における業務の効率化、質の向</u></p>	<p><b>【新設】</b></p>	

	<p><u>上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項</u></p> <p>③ <u>地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項</u></p> <p>④ <u>地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項</u></p>
七 市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
八 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

事 項	内 容
八 <u>人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項</u>	<p><u>次に掲げる事項に関し、人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組について、市町村との連携を含む方策を定めること。</u></p> <p>① <u>障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の</u></p>

六 市町村障害福祉計画等の期間		市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価		各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

事 項	内 容
八 <u>指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</u>	<p><u>指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</u></p>

	<p><u>確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項及び目標</u></p> <p>② <u>障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項及び目標</u></p> <p>③ <u>地域生活支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</u></p> <p>④ <u>地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資するために講ずる措置</u></p>		
--	---	--	--